

東日本大震災への対応状況等 について



平成23年10月14日

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

東日本大震災における被害状況

○ 平成23年3月11日(金)14:46に三陸沖でマグニチュード9.0の地震が発生。東北地方を中心に地震、津波等により大規模な被害。



人的被害	
死者	15,821名
行方不明者	3,962名
負傷者	5,940名

建築物被害	
全壊	118,480戸
半壊	179,697戸
一部損壊	597,284戸

(以上警察庁調べ10月3日時点)

被災者支援の状況	
全国の避難者	74,900名
被災者の救助等総数	27,157名

(以上警察庁調べ9月20日時点)

被害状況①(医療機関・社会福祉施設)

(1) 被災地の病院・診療所の被害の状況

(医政局7月11日時点まとめ)

	病院数	東日本大震災による被害状況	
		全壊	一部損壊※1
岩手県	94	3	59
宮城県	147	5	123
福島県	139	2	108
計	380	10	290

	診療所数		東日本大震災による被害状況			
	医科	歯科	全壊		一部損壊※1	
			医科	歯科	医科	歯科
岩手県	927	613	38	46	76	79
宮城県	1,626	1,065	43	32	581	367
福島県	1,483	919	2	5	516	374
計	4,036	2,597	83	83	1,173	820

※1 全壊及び一部損壊の範囲は、県の判断による。「一部損壊」には、建物の一部が利用不可能になるものから施設等の損壊まで含まれる。

※2 一部確認中の病院・診療所がある。

(2) 被災地の社会福祉施設等の被害

(社会・援護局5月13日時点まとめ)

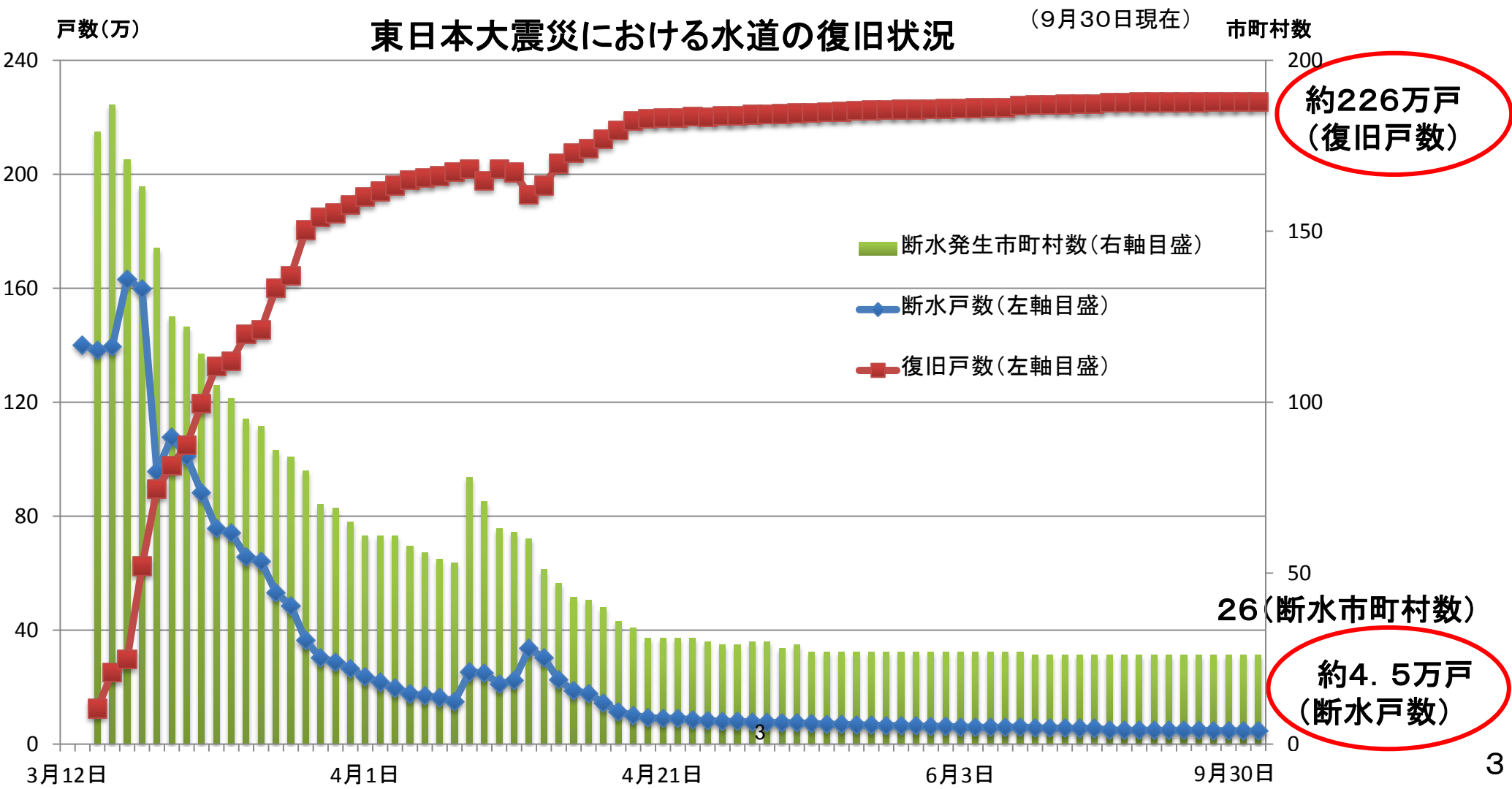
	施設数※1	被災施設数	児童福祉施設		老人福祉施設		障害福祉施設		その他福祉施設	
			全壊	一部損壊※2	全壊	一部損壊	全壊	一部損壊	全壊	一部損壊
岩手県	2,142	208	12	29	9	92	9	56	0	1
宮城県	2,712	333	13	131	2	54	11	122	0	0
福島県	2,352	334	2	92	1	168	0	70	0	1
合計	7,206	875	27	252	12	314	20	248	0	2

※1 施設数については、被害のあった施設類型のうち主立ったものについて、平成21年度の各種統計を元に集計。

※2 全壊及び一部損壊の範囲は、県の判断による。「一部損壊」には、建物の一部が利用不可能になるものから設備等の損壊まで含まれる。

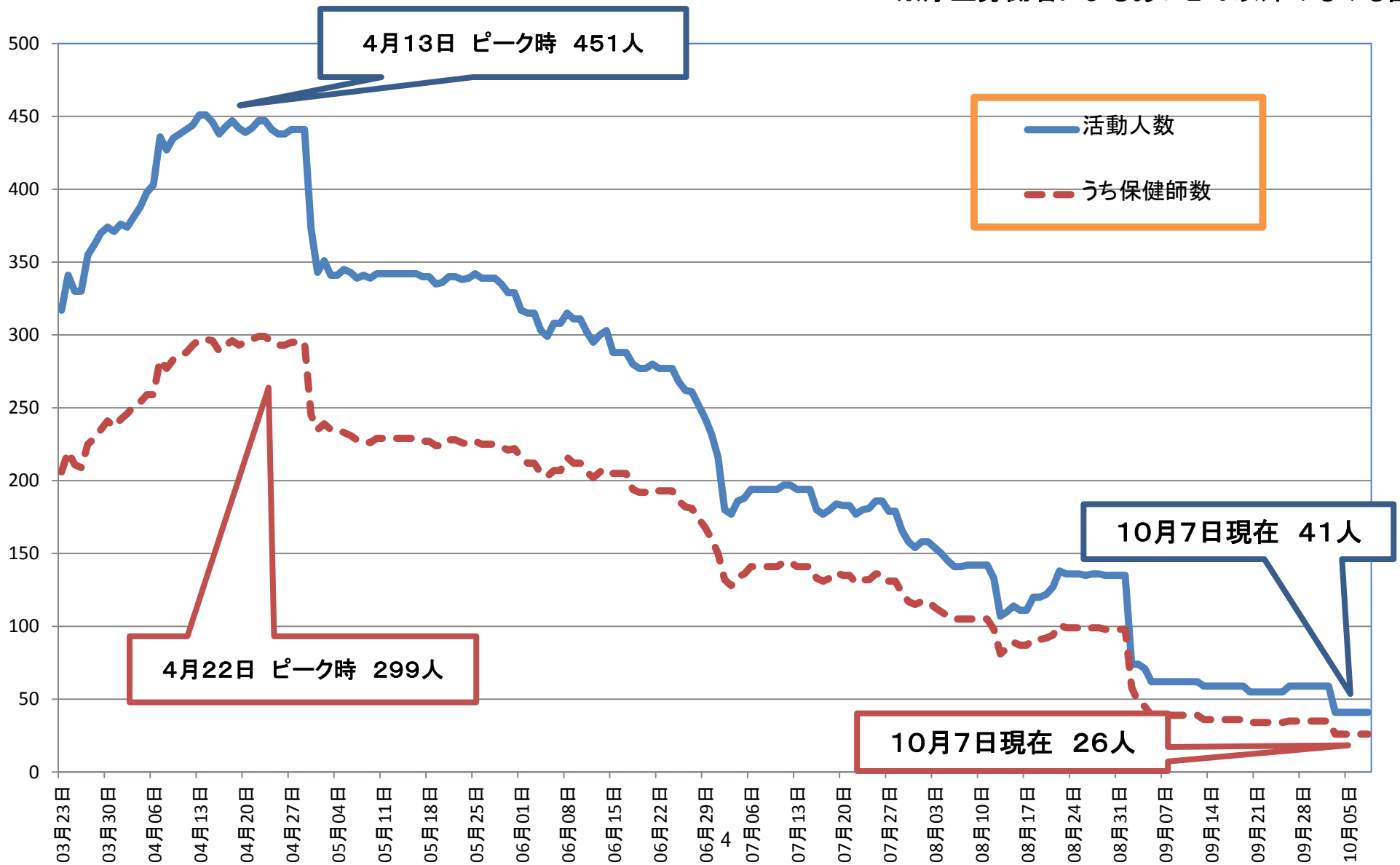
被害状況②(水道)

- 津波の被災地を中心に、3県で少なくとも4.5万戸の断水被害が生じている状況。これまでに復旧した総数は226万戸。
- 全国の水道事業者、工事業者による被災地での応急給水・応急復旧作業により速やかに復旧。



被災地への保健師等の派遣について(10月7日現在)

※厚生労働省によるあっせん以外のものも含む



被災地での保健師の活動内容

これまでの活動

- ・避難所に常駐及び巡回しての健康・衛生管理
- ・在宅要支援者等への家庭訪問
- ・仮設住宅入居者の健康状況の把握

○ 熱中症予防対策

- ・脱水症状を予防するため、こまめな塩分・水分摂取を呼びかけながら、健康相談・健康教育を実施
- ・避難所の管理者等に、室内温度を適切に保つための環境整備や水分補給が可能な体制整備について助言

○ 感染症や食中毒の予防

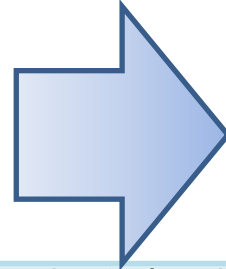
- 手洗い、うがい、部屋の換気及びトイレ消毒等の保健指導や健康教育を実施

○ 心の相談への対応

- 不眠やストレスを訴える避難者の把握、精神障害者の継続的な治療等を支援
- 必要に応じて、心のケアチーム等と連携

○ 福祉サービス等への連絡調整

- 支援を必要とする高齢者、障害者等に対する必要なケアの実施
- ニーズに応じて介護・福祉サービス、ボランティア等の支援につなぐための連絡や調整



避難者の健康相談に応じながら、避難所におけるニーズを把握

現在の活動

- 仮設住宅等の巡回及び家庭訪問による要支援者への継続した支援
- 乳幼児健診等の市町村の平常業務再開に向けた支援

(エコノミークラス症候群等の予防のために健康体操を実施)



被災地の栄養改善対策① –これまでの取組–

3/11

4/11

5/11

6/11

7/11

8/11

震災直後

震災後1ヶ月

2ヶ月

3ヶ月

4ヶ月

5ヶ月

管理栄養士
の人材確保

(3/20～) 全国の自治体から管理栄養士の派遣をあっせん・調整

(3/22～) (社)日本栄養士会に栄養・食生活支援を要請、栄養士会による派遣

緊急雇用創出事業等における管理栄養士・栄養士の雇用促進

食事状況の厳しい避難所を中心に巡回指導、個別栄養相談

○宮城県で全避難所で食事の総点検を2度実施 (4/1～12、5/1～20)*

○福島県(4/20～28)*・岩手県(5/10～29)でも食事の総点検を実施

*6月以降、抽出調査・要支援避難所フォロー調査を実施

(4/21) 避難所における食事提供のための当面(被災後3ヶ月まで)目標とする栄養量を提示(事務連絡)

目的: 食事回数及び必要な栄養量の確保

(6/14) 被災後3ヶ月以降の避難所における食事提供のための栄養量とともに、適切な栄養管理の留意事項を提示(事務連絡)
目的: 避難所生活が長期化する中、栄養不足の回避及び生活習慣病の予防、生活の質の向上に配慮した適切な栄養管理の実施

避難所等の
栄養改善

被災地の栄養改善対策② —今後の展開—

